

- (8) 核桃 くるみ。
- (9) 紅束 不明。束は薯と音が近く、紅薯となればさつまいものことだが、ここはあるいはあずきか。
- (10) 紫草 むらさき。根は紫色の染料となり、また薬用にもなる。
- (11) 杏仁 あんずの種の外皮をとったもの。種には青酸が含まれており、杏仁水をつくって薬用とする。
- (12) 黄芩 黄芩か。こがねやなぎ。中国北方の岩山にはえる多年草。根は漢方薬として有用。
- (13) 烏梅 梅の実をいぶして乾燥したもの。食用及び薬用。
- (14) 油麻 ごま。
- (15) 綠豆 緑豆(りよくず)。
- (16) 竹籠 竹で編んだかご。
- (17) 帽盒 ふたつきの箱か。
- (18) 鼎 かなえ。三本足の丸く深い容器。
- (19) 斧頭五把 斧五ふりのことか。
- (20) 面桶 顔を洗うとき使うおけ。
- (21) 水榿 不明。前後から水桶(水をくみいれるおけ)の類と思われる。
- (22) 胶桶 胶は膠(にかわ、うるし)と同じ。水がもれないよう膠を塗ったおけか。
- (23) 斗 ます、あるいは小型のおけか。
- (24) 柳斗 柳の枝で編んだ小型のおけか。
- (25) 鑊 だら。
- (26) 鼓 太鼓。
- (27) 菜刀 野菜や肉を切る包丁。
- (28) 柴刀 なた。

2-02-02

- (29) 棕索 シュロ製のなわ、ロープ。
  - (30) 索仔 なわ、ロープ。
  - (31) 水櫃 水槽か。
  - (32) 鈷 アワ・キビなどを盛る器。
  - (33) 錫酒瓶 すぐ製の酒瓶か。
  - (34) 白氈 白の毛氈。
  - (35) 白麻 麻。
  - (36) 等の因あり 注(3)の報の終り。
  - (37) 礼部の咨内に称す 咨は「今、海禁已に開け」から注(38)まで。
  - (38) 等の因あり 注(37)の咨の引用の終り。
  - (39) 商 「商」の字、校訂本では不明とするも、後の「〇二一〇八」  
【〇二一三】などから「商」の字と思われる。
  - (40) 計三十四件 校訂本は「計」のあとに不明字(一字)ありとするも誤りにつき削除。
  - (41) 牧港 現在の浦添市牧港。沖縄本島中部にある。
  - (42) 紅永祺 一六七五―一七〇二年。伊指川秀才。久米村紅氏(和字慶家)十世。この渡唐の帰途、康熙四十一年に大風に遇い没した(『家譜(二)』二〇五頁)。
- 国王尚貞の、漂流中国人護送のため都通事鄭士綸等を遣わす  
むねの執照(一七〇一、四、一〇)

琉球国中山王尚(貞)、飄風の人民を解送して以て部文内の奉

旨の事理に遵う事の為にす。

切するに、康熙四十年正月二十一日、敵国の属島北山地方の官浦佐都等の報に拠るに称す。康熙三十九年十二月二十日、福建福州府の船主陳明等共に計二十五名、船一隻に駕し、前んで山東に往き貿易す。貨を装し閩に回る時、忽ち逆風を被り、飄して擱破するに至る。随帯の白荳二百三十四包・□荳二十一包・核桃四十包・紅束二十五包・紫草十一包・杏仁四包・黄芩十一包・烏梅一包・油麻三包・綠荳一包・鉄釘二十包・竹籠一十四個・帽盒二個・甕、大小共に三十個・鼎、大小共に四口・斧頭五把・面桶二個・水榿二個・胶桶一個・斗□個・柳斗四個・鑼一面・鼓一面・菜刀一把・柴刀一把・棕索二条・□棕索一条・索仔一捆<sup>③</sup>・水櫃一個・鋤三個・錫酒瓶一個・白氈□十条・白麻三捆・銅錢四包、共に計三十四件の貨物有り。別に銀兩・軍器等の物無し、等の因あり。査するに、康熙二十三年、礼部<sup>⑤</sup>の咨内に開す。今、海禁已に開け、各省の人民海上に貿易し行走する者甚だ多し。応に浜海の外国の王等に移文し、各該管の地方に飭して、凡そ船隻漂して至る者有らば、収養して解送せしむべし、等の因あり。欽遵して案に在り。随いで飄する所の難商陳明等、共に計二十五名、並びに随帯の各貨、共に計三十四件を將て、尽く中山の牧港地方に解し、便ち以て館に発して安挿し、廩饌を給与して収養せしむ。□風の便に遇う。特に都通事鄭士綸・副通事紅永祺等を遣わして、梢役共に計三十七員名を帶領し、咨文を齎捧し、福建等処承

宣布政使司に解到して査取せしむ。煩<sup>ね</sup>為<sup>が</sup>わくは故土に遣歸して以て朝廷の愛民の意に副わんことを。

但だ差去する員役は若し文憑無ければ、所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に王府の義字第七十一号半印勘合の執照を給して副通事紅永祺等に付し収執して前去せしむ。如し経過の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即<sup>ただち</sup>便に放行し、留難し遅悞するを得しむる母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 鄭士綸 人伴四名

副通事一員 紅永祺 人伴二名

管船直庫一名 拾□

水梢共に二十八名

右の執照は副通事紅永祺等に付す。これを准す

康熙四十年(一七〇二)四月初十日給す

注\*文書の前半は(〇二一〇二)の福建布政使司への咨とほぼ同じ。

(1) 康熙四十年 校訂本は「四十一年」とするも、「四十年」が正しい。

(2) 浦佐都等の報に拠るに称す 報は「康熙三十九年十二月二十日」から注(4)まで。「浦佐都」は(〇二一〇二)では「浦佐郁」とする。

(3) 梱 「梱」の字、(〇二一〇二)では「捆」とするも意味は同じ。後出の白麻三捆も同様。

(4) 等の因あり 注(2)の報の終り。

(5) 礼部の咨内に開す 咨は「今、海禁已に開け」から注(6)まで。

(6) 等の因あり 注(5)の咨の引用の終り。

(7) 商 「商」の字、校訂本では不明とするも、後出の文書から判断。〔〇二一〇二〕の注(39) 参照。

## 2-02-03

福建布政使司より国王尚貞あて、進貢の受け入れと員役の摘回を知らせる咨(一七〇一、五、二五)

福建等処承宣布政使司、進貢の事の為にす。

康熙三十九年十二月初八日、琉球国中山王尚<sup>①</sup>(貞)の咨を准<sup>②</sup>く<sup>③</sup>るに開<sup>④</sup>す。切照するに、敝国は久しく聖朝の柔遠の仁恩に沐し、格外に優待せらるること深摯<sup>⑤</sup>なり。頂踵<sup>⑥</sup>捐糜すと雖も、報効を尽くし難し。茲に康熙三十九年の期に当り、合に入貢すべし。敢えて愆<sup>⑦</sup>越せず。遵<sup>⑧</sup>んで任土<sup>⑨</sup>の常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を將て進上せんとす。合<sup>⑩</sup>に行して官を遣わして管解<sup>⑪</sup>すべし。此の為に特に耳目官毛得範・正議大夫鄭職良・都通事梁鏞等を遣わして、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名に盈<sup>⑫</sup>たず。方物を運解し、前んで福建等処承宣布政使司に到り投納し、

京に赴き上進して聖禮を叩祝せんとす。進京の官伴及び存留・在駅の官伴に至りては、歴貢の事例により□船□を遣わして閩に到り、本国に接帰<sup>⑬</sup>せしむ。其の余の員役は仍お原船二隻に坐し、先ず来歲夏汛に于て摘回せん。天朝の廩餼を糜費するを免るるに庶<sup>⑭</sup>からん。已に兪旨<sup>⑮</sup>を蒙り欽遵して案に在り。今礼部に咨するを除く外、理として合に貴司に移咨すべし。煩<sup>⑯</sup>為わくは察照して施行せんことを、等<sup>⑰</sup>の因あり。此れを准<sup>⑱</sup>く。

又、稟報の事の為にす。

康熙四十年三月十九日、總督福浙部院郭<sup>⑲</sup>(世隆)の憲牌を奉ずるに、康熙四十年三月十六日、礼部<sup>⑳</sup>の咨を准<sup>㉑</sup>くるに開<sup>㉒</sup>す。主客清吏司の案呈は、本部の送れる礼料の抄出を奉ずるものなり。該<sup>㉓</sup>本部前事を題する内に開<sup>㉔</sup>すらく、議得するに、浙閩總督署福建巡撫事郭<sup>㉕</sup>(世隆)疏称す。琉球国中山王尚貞、耳目官毛得範等を遣わして、方物の硫黄・紅銅・煉熟白剛錫を進貢す。查驗するに、該国の印信執照と相い符す。俱に館駅に発し安挿して宴待し、另に委官に行して来使と同<sup>㉖</sup>に進呈せしむ。赴京及び存留の官伴を除く外、其の余の員役は仍お原船二隻に坐し、并せて前年の接貢・存留の官伴を將て一同に附搭し国に返らしむ。統て部議<sup>㉗</sup>を候<sup>㉘</sup>つ、等の語あり。查するに、琉球国の貢する所の方物は前年の数目と相い符す。進貢の来使毛得範等を將て定例に照らして其の京に赴くを准<sup>㉙</sup>す。貢する所の熟硫黄一万二千六百觔は福建總督に交与し、例に照らして収貯し、臣の部より工部に移文し、応に用うべき処